

博士学位論文の公表に関するガイドライン

平成 25 年 4 月 1 日施行の文部科学省学位規則の一部改正の省令に従い、本学大学院学位規則の改定を行った。この省令改正にともなう通知ならびに本学大学院学位規則に基づいて、博士学位論文（課程博士、論文博士）の公表に関するガイドラインを次の通りとする。

【審査報告書（論文内容の要旨及び論文審査の結果の要旨）の公表】

- 1、本学は、本学が博士学位を授与した論文の審査報告書（内容の要旨及び論文審査の結果の要旨）を、従来通り学位授与日から3ヶ月以内に、本学ホームページ上に公開する。

【博士学位論文の公表】

- 2、本学は、学位取得者（著作者）の申し出にもとづき、國學院大學学位規則（第 11 条）に従って学位授与日から1年以内に、本学が博士学位を授与した論文（以下、博士学位論文）の全文について、本学学術情報リポジトリに登録・公表する。
- 3、リポジトリ登録の論文は博士学位申請時に提出した電子ファイルを利用する。論文の電子ファイルに誤字・脱字など訂正がある場合、学位授与日から 10 ヶ月以内に大学院事務課に提出する（公表延期の場合も同様とする）。

【出版刊行に伴う要約の公開】

- 4、すでに出版刊行されている論文により博士学位を授与された場合、および博士学位を授与された後に論文を出版刊行した場合で、その全文の学術情報リポジトリへの登録・公表が、学位取得日から1年を超える場合には、その全文に代えて論文内容の「要約」を、学位授与日から1年以内に学術情報リポジトリに登録・公表する。
- 5、前項の全文に代えての「要約」は、博士学位申請時に提出した電子ファイルを利用する。電子ファイルの誤字・脱字などの訂正がある場合、学位取得日から 10 ヶ月以内にその電子ファイルを大学院事務課に提出する。
- 6、出版刊行のために、学位論文全文の学術情報リポジトリへの登録・公表を延期する場合は、著作者の著作権保護の観点からも、出版社による複製権の独占は出来るだけ短期間で 5 年以内が望ましい。

【出版刊行されている学位論文を学術情報リポジトリへ登録・公開する場合】

- 7、博士学位論文がすでに出版刊行されていて、その全文を学位授与日から1年以内に学術情報リポジトリに登録・公表できない場合には、前項「4・5」と同様に学位論文の要約を登録・公表する。
- 8、前項の場合、博士学位論文の全文は学術情報リポジトリに登録・公表が可能になった段階で、学位取得者の依頼に基づいて登録・公表を行う。

<事務手続き>

1) 提出書類

- 國學院大學学術情報リポジトリ登録・公開許諾書【様式1】
 - 教職員番号については、本学教職員以外は記入不要。
 - メールアドレスは添付ファイルが利用できるものを記入。
 - 公開延期を願い出る場合は、公開可能指定日として記入。
- 博士の学位授与に伴う機関リポジトリによる公表の延期について【様式2】
 - 出版刊行による公開延期を願い出る場合は提出。
 - **延長期間は5年以内**（できるだけ短期間）として出版社と協議。
- 博士の学位授与に伴う機関リポジトリによる公表について【様式3】
 - 公開延期を願い出ない場合は提出。

2) 提出データ（原則博士論文提出時のものを代用）

- PDFファイル（博士学位論文の誤字・脱字などの訂正を行ったもの）
 - 全文（原則博士論文提出時のものを代用）
 - **要約 8,000 字程度**（原則博士論文提出時のものを代用）

3) 提出期限

- 博士学位申請時（誤字・脱字等訂正がある場合は学位授与日から **10ヶ月以内**）

<提出先・問合せ先>

國學院大學 大学院事務課 <daigakuin-j@kokugakuin.ac.jp>
〒150-8440 東京都渋谷区東 4-10-28

※提出書類の所定様式は下記のホームページからでもダウンロードできます。

<https://www.kokugakuin.ac.jp/education/fd/graduate/about-2/p1>